国保運営方針(案)の主な修正箇所

頁	修正前							修正後					
	第3章 国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方法						第3章 国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方法						政令改正に伴う時
15	4 国保事業費納付金の算定方法							呆事業費 級					
	(1) 国		(1) 国保事業費納付金とは						点修正				
	国保	。)とは、県											
		費等の費用に											
		定めるところ											
		から徴収する	により、県の条例に基づき、年度ごとに市町から徴収する										
	もので	7 D KK 1 0	ものです。										
	第4章 保		・・ もくと 5 。						======================================				
	第4章 内								記載誤りの修正				
24			2 収納対策の強化										
	(1)切		(1)収納率目標										
	(略) [標準的な収納率と直近3ヶ年の最高収納率] (太字が収納率目標) (%)						(略)						
									年の最高収納率		ぶ収納率目標)	(%)	
	松山市	最高収納率 <i>91. 59</i>	標準収納率 91.00	東温市	最高収納率 <i>95.60</i>	標準収納率 94.00	松山市	最高収納率 91.59	標準収納率 91.00	市町名 東温市	最高収納率 <i>95.60</i>	標準収納率 94.00	
	今治市	93. 99		久万高原町	95. 00 95. 15	94.00	今治市	93. 99		久万高原町	95. 00 95. 15	94.00	
	宇和島市	94. 22	93. 00	松前町	96. 42	94. 00	宇和島市	94. 22		松前町	96. 42	94. 00	
	八幡浜市	95. 78	93. 00	砥部町	96. 93	94. 00	八幡浜市	95. 78	93. 00	砥部町	96. 93	94. 00	
	新居浜市	95. 55	93. 00	内子町	96. 46	94. 00	新居浜市	<i>95. 55</i>	93. 00	内子町	96. 46	94. 00	
	西条市	93. 42	93.00	伊方町	92. 84	94. 00	西条市	93. 42	93. 00	伊方町	92. 84	94. 00	
	大洲市	93. 03	93. 00	西予市	97. 16	93. 00	大洲市	93. 03	93. 00	西予市	97. 16	93. 00	
	四国中央市	93. 78	93. 00	鬼北町	96. 40	94. 00	四国中央市	93. 78	93. 00	鬼北町	96. 40	94.00	
	伊予市	93. 68	93. 00	松野町	94. 29	94. 00	伊予市	93. 68		松野町	94. 29	94. 00	
	上島町	<i>98. 22</i>	94. 00	愛南町	<u>94. 60</u>	94. 00	上島町	98. 22	94. 00	愛南町	<u>96. 60</u>	94. 00	
	第6章 医療費の適正化の取組み						 第6章 医療費の適正化の取組み						
	1 現状						第0章 医療員の過年化の取品の						記載誤りの修正
29	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	(略)												
	平成27年度実績においては、直近の国平均(平成26年												
	度 35.4%) を超えているのは 8 市町のみで、松野町、 <u>久万</u>												
		業を中心とし	<u>町</u> 、鬼北町など <u>の</u> 受診率が高く、大洲市、今治市、伊予市										
	た地域の受診率が高く、大洲市、今治市、伊予市など、都							都市部に:					
	市部における受診率が低くなっており、受診率の差が生じ							じていま					
	ています。								-				
L	1						<u>.L</u>						

(6) 医療費通知の実施 (略) 通知する項目として

通知する項目としては、受診年月(施術年月)、受診者名(施術を受けた者の氏名)医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術の別、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術の日数、医療費の額<u>及び一部</u>負担金の額を記載しています。

また、通知回数については、<u>各市町の必要度及び実施体制等に応じて、毎月通知が砥部町、残り</u>の市町が2か月に1回となっています。

(6) 医療費通知の実施

(略)

通知する項目としては、受診年月(施術年月)、受診者名(施術を受けた者の氏名)医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術の別、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術の日数、医療費の額<u>などを記</u>載しています。

なお、厚生労働省令の改正により、平成30年1月から は、一部負担金の額についても記載することが標準とされ たところです。

また、通知回数については、全ての市町が2か月に1回となっています。

市町の実態を踏まえた修正

32